

利用者のために

本書は、平成 25 年の本県における人口動態統計、衛生関係統計を収録した衛生行政の基本的な統計書である。

1. 人口動態統計

この統計は、統計法による指定統計として「戸籍法」及び「死産の届出に関する規定」により届けられた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届出書から、「人口動態調査令」に基づき、市町村長が作成した各調査票をとりまとめたうえ分類・集計したものである。

人口動態統計は、調査票をもとに人口の動的事象を統計的に把握したものであるが、保健衛生、医療対策面はもとより、行政施策の基礎資料として広範囲に活用される基本的な統計である。

- (1) 平成 25 年年計は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 26 年 1 月 14 日までに市町村に届けられたもののうち、平成 25 年中に事件が発生したものののみをとりまとめた。
- (2) 日本において発生した、日本人に関する事件を集計した。
- (3) 出生、死亡及び死産は、本県に住所を有するもの。
- (4) 婚姻は夫の住所が本県のもの。
- (5) 離婚は別居する前の住所が本県のもの。

ただし、離婚のうち調停、審判及び判決による離婚は、裁判確定の年月日をもって法的に成立するので、同確定日が平成 25 年中のものについてのみ収録した。

(用語の説明)

- | | |
|-----------|---|
| 自然増減 | 出生数から死亡数を減じたものをいう。 |
| 乳児死亡 | 生後 1 年未満の死亡をいう。 |
| 新生児死亡 | 生後 4 週未満の死亡をいう。 |
| 早期新生児死亡 | 生後 1 週未満の死亡をいう。 |
| 死産 | 妊娠満 12 週（妊娠第 4 月）以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。 |
| 自然死産と人工死産 | 人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。
なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。
(1) 胎児を出生させることを目的とした場合。
(2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合。 |
| 周産期死亡 | 妊娠満 22 週（154 日）以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。 |

(比率の説明)

概要及び統計表に用いた比率¹⁾

$$\begin{aligned}
 \text{出生率} &= \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000 \\
 \text{死亡率} &= \frac{\text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000 \\
 \text{自然増減率} &= \frac{\text{自然増減数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000 \\
 \text{乳児死亡率} &= \frac{\text{年間乳児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000 \\
 \text{新生児死亡率} &= \frac{\text{年間新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000 \\
 \text{自然死産率} &= \frac{\text{年間自然死産数}}{\text{年間出産数(出生数+死産数)}} \times 1,000 \\
 \text{人工死産率} &= \frac{\text{年間人工死産数}}{\text{年間出産数(出生数+死産数)}} \times 1,000 \\
 \text{周産期死亡率} &= \frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出産数(出生数+妊婦満22週以後の死産数)}} \times 1,000 \\
 \text{妊娠満22週以後の死産率} &= \frac{\text{年間妊娠満22週以後の死産数}}{\text{年間出産数(出生数+妊婦満22週以後の死産数)}} \times 1,000 \\
 \text{早期新生児死亡率} &= \frac{\text{年間早期新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000 \\
 \text{婚姻率} &= \frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000 \\
 \text{離婚率} &= \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000 \\
 \text{合計特殊出生率} &= \left(\frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \right) \text{15歳から49歳までの合計}^{2)} \\
 \text{年齢調整死亡率} &= \frac{\left\{ \frac{\text{観察集団の年齢(年齢階級)別死亡率}}{\text{年齢(年齢階級)別人口}} \times \left(\frac{\text{基準人口集団}^{3)} \text{の年齢(年齢階級)別人口}}{\text{基準人口集団の総和}} \right) \right\} \text{の総和}}{\text{基準人口集団の総和}} \\
 \text{標準化死亡比(SMR)} &= \frac{\text{観察集団の現実の死亡数}}{\left\{ \frac{\text{基準人口集団}^{4)} \text{の年齢(年齢階級)別死亡率}}{\text{年齢(年齢階級)別人口}} \times \left(\frac{\text{観察集団の年齢(年齢階級)別人口}}{\text{観察集団の総和}} \right) \right\} \text{の総和}} \times 100
 \end{aligned}$$

- 1) 比率の算出に用いた人口は、平成25年10月1日現在推計人口（総務省統計局）及び三重県月別人口調査結果（三重県戦略企画部統計課）による。
- 2) 都道府県別及び市町村別の値は、5歳階級で算出し、5倍したものを合計している。
- 3) 昭和60年モデル人口による。
- 4) 平成25年10月1日現在推計人口（総務省統計局）から、全国の日本人人口を用いた。

2. 衛生関係諸統計

ここに収録した諸統計は、平成 25 年度の衛生行政報告例、地域保健・健康増進事業報告、平成 25 年感染症発生動向調査、食中毒統計、医療施設調査、病院報告等から収録したものである。

また、統計資料中、単位を保健所と表示しているが、各保健所の所管区域は、次のとおりである。

なお、各地域区分は、三重県保健医療計画に定められた二次保健医療圏の区域となっている。

四日市市保健所	四日市市	}	北勢地域
桑名保健所	桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、三重郡		
鈴鹿保健所	鈴鹿市、亀山市	}	中勢伊賀地域
津保健所	津市		
松阪保健所	松阪市、多気郡	}	南勢志摩地域
伊勢保健所	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡		
伊賀保健所	伊賀市、名張市	}	東紀州地域
尾鷲保健所	尾鷲市、北牟婁郡		
熊野保健所	熊野市、南牟婁郡		

(用語および比率の説明)

病院 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。

病院の種類 精神科病院 精神病床のみを有する病院
結核療養所 結核病床のみを有する病院
一般病院 上記以外の病院

在院患者 毎日 24 時現在、病院に在院している患者をいう。

新入院患者・退院患者 新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

外来患者 新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が 2 つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取り扱う。また、患者の代理人に対して薬剤を交付したときも、外来患者として取り扱う。

$$1 \text{ 日平均在院患者数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数}}$$

$$1 \text{ 日平均外来患者数} = \frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数}}$$

$$\text{病床利用率} = \frac{\text{月間在院患者延数の 1 月} \sim \text{12 月の合計}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の 1 月} \sim \text{12 月の合計}} \times 100$$

$$\text{平均在院日数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

ただし、療養病床の平均在院日数については、次式による。

年間在院患者延数

1/2 ×	年間 新入院 患者数	+	年間	同一医療機関内の他の 病床から移された患者数	+	年間 退院 患者数	+	年間	同一医療機関内の他の 病床へ移された患者数
-------	------------------	---	----	---------------------------	---	-----------------	---	----	--------------------------

本誌の数表の記号は、次のとおり

計数のない場合	—
計数不明の場合	…
計数のありえない場合	·
数値が微小（0.05未満）の場合	0.0
概数の場合	*
減少の場合	△